介護老人保健施設 峡西老人保健センター

指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　特定医療法人南山会が開設する介護老人保健施設 峡西老人保健センター（以下「当施設」という。）が実施する、指定短期入所療養介護並びに介護予防短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第２条　当施設は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護の場合は要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活の質の向上及び利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に、リハビリテーション及び介護サービスを提供する。

（運営の方針）

第３条　当施設は、要介護者（要支援者）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他必要とされる医療並びに日常生活上の介助等の適切なサービスの提供を行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

２　当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

３　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、当施設職員（以下「職員」という。）に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

５　当施設は、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

６　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

７　利用者及び家族の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインを遵守し適切な取り扱いに努める。当施設が知り得た利用者及び家族の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は身元引受人の了解を得ることとする。職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由無く業務上知り得た利用者及び家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教

育を適時行うほか、職員が本規定に反した場合は違約金を求めるものとする。

８　当施設は、介護サービスを提供するに当たり、介護保険法　第１１８条の２ 第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）　施　設　名　　介護老人保健施設　峡西老人保健センター
（２）　開設年月日　　平成 5 年 4 月 9 日
（３）　所　在　地　　山梨県南アルプス市下宮地 421 番地
（４）　電 話 番 号　　055-282-7000　　FAX 番号 055-282-7003
（５）　管 理 者 名　　施設長　白 井　清 彦
（６）　指 定 番 号　　介護老人保健施設（1950880011 号）

（職員の職種、員数）

第５条　当施設の職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（１）　管　理　者　　1 人　※医師と兼務
（２）　医　　師　　1 人以上
（３）　薬　剤　師　　0.3 人以上
（４）　看 護 職 員　　9 人以上
（５）　介 護 職 員　　23 人以上
（６）　支援相談員　　1 人以上
（７）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
・理学療法士
・作業療法士　　2 人以上
・言語聴覚士
（８）　栄養士又は管理栄養士
・管理栄養士　　2 人以上
（９）　介護支援専門員　　1 人以上
(10)　調　理　員　　4 人以上
(11)　事　務　員　　2 人以上

（職員の職務内容）

第６条　前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者は、介護老人保健施設に携わる職員の総括管理、指導を行う。
（２）　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
（３）　薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
（４）　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護保健施設サービス計画に基づく看護を行う。
（５）　介護職員は、利用者の介護保健施設サービス計画に基づく介護を行う。
（６）　支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

（７）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
（８）　管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
（９）　介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
（10）　調理員は、必要な調理を行う。
（11）　事務員は、必要な事務を行う。
２　前項に定めるもののほか、施設の運営上、必要な職員を置くものとする。

（利用定員）
第７条　指定短期入所療養介護等の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数（９２人）より実入所者数を差し引いた数とする。

（介護老人保健施設のサービス内容）
第８条　指定短期入所療養介護等は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の介助等、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

（利用者負担の額）
第９条　利用者負担の額を以下のとおりとする。
（１）　保険給付の自己負担額を、別に定める料金表（別紙料金表 4～9 ）により支払いを受ける。
（２）　利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表（別紙料金表 10 ）により支払いを受ける。
（３）　「食費」及び「居住費」について、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

（身体の拘束等）
第 10 条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
２　当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
（３）　職員に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する。

（虐待の防止等）

第 11 条　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

（２）　虐待防止のための指針を整備する。

（３）　職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）　前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第 12 条　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（苦情処理）

第 13 条　当施設は、介護保健施設サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口担当者、苦情解決責任者、第三者委員及び苦情処理委員会を設置する。苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受付し、苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。

２　当施設は提供したサービスに関し、法第２３条の規定により市町村行う文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　当施設は提供した介護サービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

【相談・苦情の窓口】

当 施 設	担 当 者	：	入所担当支援相談員	055-282-7000
市区町村	担当窓口	：	各介護保険担当課	※南アルプス市は介護福祉課
山 梨 県	担当窓口	：	国民健康保険団体連合会	055-233-9201

（地域との連携）

第 14 条　当施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第 15 条　当施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 16 条　当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第９条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第８条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- 面会は、月曜日から金曜日は原則午後１時３０分～午後５時とし、土曜日は午前９時３０分～１１時３０分、午後１時３０分～５時とする。
- 外出はあらかじめ相談し、管理者又は責任者の承認を得ること。
- 消灯時間は午後９時とする。
- 当施設敷地内での喫煙及び飲酒は禁止する。
- 火気の取扱い・持ち込みは禁止する。
- 設備・備品の利用は、事前に職員に申し出て許可を得ること。
- 所持品・備品等の持ち込みは、日常生活に最低限必要なもののみとし、電気製品については、事前に許可を得ること。
- 金銭・貴重品の管理は自己管理とし、当施設は紛失盗難等の責を負わない。
- ペットの持ち込みは禁止する。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第 17 条　当施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害､地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（１）　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（２）　防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年２回以上
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年１回以上

③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（３）　当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条　当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療介護等のサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 19 条　当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故

発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関・協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する定期的な研修を実施する。

4　前３項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

5　当施設は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

6　当施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

7　当施設は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（協力医療機関等）

第 20 条　当施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

① 利用者の病状の急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること

② 当施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること

③ 利用者の病状が急変した場合等において、当施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を、原則として受け入れる体制を確保していること

2　当施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認する。

3　当施設は、第二種協定指定医療機関である協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

◎協力医療機関

・峡西病院	南アルプス市下宮地４２１番地	055-282-2151
・高原病院	南アルプス市荊沢２５５番地	055-282-1455

◎協力歯科医院

・杉田歯科医院	南巨摩郡富士川町青柳２９２番地１	0556-48-8255

（職員の服務規律）

第 21 条　職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）　利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（２）　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 22 条　職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2　当施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 23 条　職員の就業に関する事項は、別に定める特定医療法人南山会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 24 条　職員は、当施設が行う年１回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 25 条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2　感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（１）　当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（２）　当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）　当施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（４）　「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3　栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は食中毒を予防するため「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理に努める。

4　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（通常の送迎の実施地域）

第 26 条　通常の送迎の実施地域は、南アルプス市（芦安地区を除く）、富士川町とする。

2　前項以外の地域について送迎を行う場合は、介護保険法に基づく「送迎加算」に加え、通常の送迎実施地域の境界線から住所地までの超過距離に応じた交通費（実費）を徴収するものとする。

3　前項の交通費の金額は、事前に利用者またはその家族へ書面にて説明し、同意を得た上で決定する。

（その他運営に関する重要事項）

第 27 条　　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2　運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3　当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4　当施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から２年間（診療録は５年間）保管する。

5　指定短期入所療養介護等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、特定医療法人南山会の理事会において定めるものとする。

付　則

この運営規程は、令和６年４月１日より施行する。

この運営規程は、令和８年６月１日より施行する。（改訂）

この運営規程は、令和８年８月１日より施行する。（第 26 条　改訂）

【別紙料金表10】

【1割負担】

峡西老人保健センター　短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
介護給付費一割負担	短期入所療養介護費（Ⅰ）【在宅強化型】	要介護１	819	902	１日	該当者から徴収
		要介護２	893	979		
		要介護３	958	1,044		
		要介護４	1,017	1,102		
		要介護５	1,074	1,161		
	特定短期入所療養介護費	３～４時間	664		１日	該当者から徴収
		４～６時間	927		１日	該当者から徴収
		６～８時間	1,296		１日	該当者から徴収
	個別リハビリテーション加算		240		１日	該当者から徴収
	認知症ケア加算　認知症専門棟のみ		76		１日	該当者から徴収
	夜勤体制加算　認知症専門棟のみ		24		１日	該当者から徴収
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3		１日	該当者から徴収
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）		51		１日	該当者から徴収
	認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を上限）		200		１日	該当者から徴収
	緊急短期入所受入加算　（７日間（やむを得ない事情のあるときは14日間）		90		１日	該当者から徴収
	若年性認知症受入加算		120		１日	該当者から徴収
	送迎加算　送迎を行う場合		184		片道	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22		１日	該当者から徴収
	療養食加算　療養食を提供した場合		8		１食	該当者から徴収
	重度療養管理加算1		120		１日	該当者から徴収
	緊急時治療管理		518		１日	該当者から徴収
	総合医学管理加算（利用中10日を限度）		275		１日	該当者から徴収
	口腔連携強化加算（1月に1回を限度）		50		1回	該当者から徴収
	特定治療		※			該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰイ）　（2026.6.1～）		所定単位数の90/1000		１月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の1割

2026.6.1

【別紙料金表10】

【1割負担】

峡西老人保健センター　短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
その他の料金	食費　朝食 650円	第１段階	300		１日	提供食単位
	昼食 750円	第２段階	600		１日	提供食単位
	夕食 780円	第３段階①	1,030		１日	提供食単位
		第３段階②	1,360		１日	提供食単位
		第４段階	2,180		１日	提供食単位
	滞在費	第１段階	550	0	１日	
	電気料、水道料、燃料費	第２段階	550	430	１日	
		第３段階①	1,370	430	１日	
		第３段階②	1,470	430	１日	
		第４段階	1,780	450	１日	
	日用品費 石鹸、シャンプー、化粧品、タオル、おしぼり等		250		１日	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費		１回	
	持ち込み家電品にかかる電気代				ご利用期間中１日につき	
	テレビ・電気毛布・あんかなど大きいもの		50			
	携帯電話・ラジカセなど小さいもの		20			
	洗濯代					
	業者委託　日常衣類１週間に２回		470		１回	
	業者委託　毛布1枚		250		１枚	
	業者委託　タオルケット1枚		150		１枚	
	衣類の貸し出し料		110		１枚	
	特別室料 トイレ、洗面台付き		1,070		１日	
	希望によるおやつ代 お茶菓子、飲み物等		110		１回	
	通常の実施地域以外でのご利用の場合で、 境界線からの超過距離に応じた金額		17円×キロ数		１回	該当者から徴収
	整髪料（髪染め等は別途）		1,680		１回	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等）	６５歳以上	実費		１回	市町村の公費補助の規定による
	６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳未満				
	ハブラシ代 一般的なもの 特殊なもの（球状ブラシ等）		実費		1本	
	文書料（死亡診断書以外）		3,300		１通	
	文書料（生命保険診断書）		5,500		1通	
	文書料（死亡診断書）		11,000		１通	

2026.8.1

【別紙料金表5】

【2割負担】

峡西老人保健センター　短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
介護給付費二割負担	短期入所療養介護費（Ⅰ）【基本型】	要介護１	1,638	1,804	１日	該当者から徴収
		要介護２	1,786	1,958		
		要介護３	1,916	2,088		
		要介護４	2,034	2,204		
		要介護５	2,148	2,322		
	特定短期入所療養介護費	３～４時間	1,328		１日	該当者から徴収
		４～６時間	1,854		１日	該当者から徴収
		６～８時間	2,592		１日	該当者から徴収
	個別リハビリテーション加算		480		１日	該当者から徴収
	認知症ケア加算　認知症専門棟のみ		152		１日	該当者から徴収
	夜勤体制加算　認知症専門棟のみ		48		１日	該当者から徴収
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）		6		１日	該当者から徴収
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）		104		１日	該当者から徴収
	認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を上限）		400		１日	該当者から徴収
	緊急短期入所受入加算（７日間（やむを得ない事情のあるときは14日間）限度）		180		１日	該当者から徴収
	若年性認知症受入加算		240		１日	該当者から徴収
	送迎加算　送迎を行う場合		368		片道	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		44		１日	該当者から徴収
	療養食加算　療養食を提供した場合		16		１食	該当者から徴収
	重度療養管理加算1		240		１日	該当者から徴収
	緊急時治療管理		1,036		１日	該当者から徴収
	総合医学管理加算（利用中7日を限度）		550		１日	該当者から徴収
	口腔連携強化加算（1月に1回を限度）		100		1回	該当者から徴収
	特定治療		※			該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰイ）（2026.6.1～）		所定単位数の90/1000		１月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の2割

2026.6.1

【別紙料金表5】

【2割負担】

峡西老人保健センター　短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
その他の料金	食費　朝食 650円	第１段階	300		１日	提供食単位
	昼食 750円	第２段階	600		１日	提供食単位
	夕食 780円	第３段階①	1,030		１日	提供食単位
		第３段階②	1,360		１日	提供食単位
		第４段階	2,180		１日	提供食単位
	滞在費	第１段階	550	0	１日	
	電気料、水道料、燃料費	第２段階	550	430	１日	
		第３段階①	1,370	430	１日	
		第３段階②	1,470	430	１日	
		第４段階	1,780	450	１日	
	日用品費 石鹸、シャンプー、化粧品、タオル、おしぼり等		250		１日	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費		１回	
	持ち込み家電品にかかる電気代				ご利用期間中１日につき	
	テレビ・電気毛布・あんかなど大きいもの		50			
	携帯電話・ラジカセなど小さいもの		20			
	洗濯代					
	業者委託　日常衣類１週間に２回		470		１回	
	業者委託　毛布1枚		250		１枚	
	業者委託　タオルケット1枚		150		１枚	
	衣類の貸し出し料		110		１枚	
	特別室料 トイレ、洗面台付き		1,070		１日	
	希望によるおやつ代 お茶菓子、飲み物等		110		１回	
	通常の実施地域以外でのご利用の場合で、 境界線からの超過距離に応じた金額		17円×キロ数		１回	該当者から徴収
	整髪料（髪染め等は別途）		1,680		１回	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等）	６５歳以上	実費		１回	市町村の公費補助の規定による
	６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳未満				
	ハブラシ代 一般的なもの 特殊なもの（球状ブラシ等）		実費		1本	
	文書料（死亡診断書以外）		3,300		１通	
	文書料（生命保険診断書）		5,500		1通	
	文書料（死亡診断書）		11,000		１通	

2026.8.1

【別紙料金表6】

【3割負担】

峡西老人保健センター　短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
介護給付費三割負担	短期入所療養介護費（Ⅰ）【基本型】	要介護１	2,457	2,706	１日	該当者から徴収
		要介護２	2,679	2,937		
		要介護３	2,874	3,132		
		要介護４	3,051	3,306		
		要介護５	3,222	3,483		
	特定短期入所療養介護費	３～４時間	1,992		１日	該当者から徴収
		４～６時間	2,781		１日	該当者から徴収
		６～８時間	3,888		１日	該当者から徴収
	個別リハビリテーション加算		720		１日	該当者から徴収
	認知症ケア加算　認知症専門棟のみ		228		１日	該当者から徴収
	夜勤体制加算　認知症専門棟のみ		72		１日	該当者から徴収
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）		9		１日	該当者から徴収
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）		153		１日	該当者から徴収
	認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を上限）		600		１日	該当者から徴収
	緊急短期入所受入加算（７日間（やむを得ない事情のあるときは14日間）限度）		270		１日	該当者から徴収
	若年性認知症受入加算		360		１日	該当者から徴収
	送迎加算　送迎を行う場合		552		片道	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		66		１日	該当者から徴収
	療養食加算　療養食を提供した場合		24		１食	該当者から徴収
	重度療養管理加算1		360		１日	該当者から徴収
	緊急時治療管理		1,554		１日	該当者から徴収
	総合医学管理加算（利用中7日を限度）		825		１日	該当者から徴収
	口腔連携強化加算（1月に1回を限度）		150		1回	該当者から徴収
	特定治療		※			該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰイ）　（2026.6.1～）		所定単位数の90/1000		１月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の3割

2026.6.1

【別紙料金表6】

【3割負担】

峡西老人保健センター　短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
その他の料金	食費　朝食 650円	第１段階	300		１日	提供食単位
	昼食 750円	第２段階	600		１日	提供食単位
	夕食 780円	第３段階①	1,030		１日	提供食単位
		第３段階②	1,360		１日	提供食単位
		第４段階	2,180		１日	提供食単位
	滞在費	第１段階	550	0	１日	
	電気料、水道料、燃料費	第２段階	550	430	１日	
		第３段階①	1,370	430	１日	
		第３段階②	1,470	430	１日	
		第４段階	1,780	450	１日	
	日用品費 石鹸、シャンプー、化粧品、タオル、おしぼり等		250		１日	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費		１回	
	持ち込み家電品にかかる電気代				ご利用期間中１日につき	
	テレビ・電気毛布・あんかなど大きいもの		50			
	携帯電話・ラジカセなど小さいもの		20			
	洗濯代					
	業者委託　日常衣類１週間に２回		470		１回	
	業者委託　毛布1枚		250		１枚	
	業者委託　タオルケット1枚		150		１枚	
	衣類の貸し出し料		110		１枚	
	特別室料 トイレ、洗面台付き		1,070		１日	
	希望によるおやつ代 お茶菓子、飲み物等		110		１回	
	通常の実施地域以外でのご利用の場合で、 境界線からの超過距離に応じた金額		17円×キロ数		１回	該当者から徴収
	整髪料（髪染め等は別途）		1,680		１回	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等）	６５歳以上	実費		１回	市町村の公費補助の規定による
	６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳未満				
	ハブラシ代 一般的なもの 特殊なもの（球状ブラシ等）		実費		1本	
	文書料（死亡診断書以外）		3,300		１通	
	文書料（生命保険診断書）		5,500		1通	
	文書料（死亡診断書）		11,000		１通	

2026.8.1

【別紙料金表7】　　【1割負担】

峡西老人保健センター　介護予防短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額		単位	備考
			従来型個室	多床室		
介護給付費一割負担	介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）【在宅強化型】	要支援1	632	672	1日	該当する要介護度に応じて徴収
		要支援2	778	834		
	身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の1/100		1日	該当者から減算
	安全管理体制未実施減算		所定単位数の1/100		1月	該当者から減算
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1/100		1日	該当者から減算
	個別リハビリテーション実施加算		240		1日	該当者から徴収
	送迎加算　送迎を行う場合		184		片道	該当者から徴収
	夜勤体制加算　認知症専門棟のみ		24		1日	該当者から徴収
	若年性認知症利用者受入加算		120		1日	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22		1日	該当者から徴収
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3		1日	該当者から徴収
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）		51		1日	該当者から徴収
	療養食加算　療養食を提供した場合		8		1食	該当者から徴収
	緊急時治療加算		511		1日	該当者から徴収
	総合医学管理加算（10日を限度）		275		1日	該当者から徴収
	口腔連携強化加算（1月に1回を限度）		150		1日	該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰイ）　（2026.6.1～）		所定単位数の90/1000		1月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の1割

2026.6.1

【別紙料金表7】　　【1割負担】

峡西老人保健センター　介護予防短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
その他の料金	食費　朝食 650円 昼食 750円 夕食 780円	第１段階	300		１日	提供食単位
		第２段階	600		１日	提供食単位
		第３段階①	1,030		１日	提供食単位
		第３段階②	1,360		１日	提供食単位
		第４段階	2,180		１日	提供食単位
	滞在費 電気料、水道料、燃料費	第１段階	550	0	１日	
		第２段階	550	430	１日	
		第３段階①	1,370	430	１日	
		第３段階②	1,470	430	１日	
		第４段階	1,780	450	１日	
	日用品費 石鹸、シャンプー、化粧品、タオル、おしぼり等		250		１日	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費		１回	
	持ち込み家電品にかかる電気代 テレビ・電気毛布・あんかなど大きいもの 携帯電話・ラジカセなど小さいもの		 50 20		 １日	
	洗濯代 業者委託　日常衣類１週間に２回 業者委託　毛布1枚 業者委託　タオルケット1枚		 470 250 150		 １回 １枚 １枚	
	衣類の貸し出し料		110		１枚	
	特別室料 トイレ、洗面台付き		1,070		１日	
	希望によるおやつ代 お茶菓子、飲み物等		110		１回	
	通常の実施地域以外でのご利用の場合で、 境界線からの超過距離に応じた金額		17円×キロ数		１回	該当者から徴収
	整髪料　（髪染め等は別途）		1,680		１回	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等） ６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳以上 ６５歳未満	実費		１回	市町村の公費補助の規定による
	ハブラシ代 一般的なもの 特殊なもの（球状ブラシ等）		実費		1本	
	文書料（死亡診断書以外）		3,300		１通	
	文書料（生命保険診断書）		5,500		1通	
	文書料（死亡診断書）		11,000		１通	

2026.8.1

【別紙料金表8】　　【2割負担】

峡西老人保健センター　介護予防短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
介護給付費二割負担	介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）【在宅強化型】	要支援1	1,264	1,344	1日	該当する要介護度に応じて徴収
		要支援2	1,556	1,668		
	身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の1/100		1日	該当者から減算
	安全管理体制未実施減算		所定単位数の1/100		1月	該当者から減算
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1/100		1日	該当者から減算
	個別リハビリテーション実施加算		480		1日	該当者から徴収
	送迎加算	送迎を行う場合	368		片道	該当者から徴収
	夜勤体制加算	認知症専門棟のみ	48		1日	該当者から徴収
	若年性認知症利用者受入加算		240		1日	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		44		1日	該当者から徴収
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）		6		1日	該当者から徴収
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）		104		1日	該当者から徴収
	療養食加算	療養食を提供した場合	16		1食	該当者から徴収
	緊急時治療加算		1,022		1日	該当者から徴収
	総合医学管理加算（10日を限度）		550		1日	該当者から徴収
	口腔連携強化加算（1月に1回を限度）		150		1日	該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰイ）	（2026.6.1～）	所定単位数の90/1000		1月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の2割

2026.6.1

【別紙料金表8】　　【2割負担】

峡西老人保健センター　介護予防短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
その他の料金	食費　朝食 650円 昼食 750円 夕食 780円	第１段階	300		１日	提供食単位
		第２段階	600		１日	提供食単位
		第３段階①	1,030		１日	提供食単位
		第３段階②	1,360		１日	提供食単位
		第４段階	2,180		１日	提供食単位
	滞在費 電気料、水道料、燃料費	第１段階	550	0	１日	
		第２段階	550	430	１日	
		第３段階①	1,370	430	１日	
		第３段階②	1,470	430	１日	
		第４段階	1,780	450	１日	
	日用品費 石鹸、シャンプー、化粧品、タオル、おしぼり等		250		１日	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費		１回	
	持ち込み家電品にかかる電気代 テレビ・電気毛布・あんかなど大きいもの 携帯電話・ラジカセなど小さいもの		 50 20		 １日	
	洗濯代 業者委託　日常衣類１週間に２回 業者委託　毛布1枚 業者委託　タオルケット1枚		 470 250 150		 １回 １枚 １枚	
	衣類の貸し出し料		110		１枚	
	特別室料 トイレ、洗面台付き		1,070		１日	
	希望によるおやつ代 お茶菓子、飲み物等		110		１回	
	通常の実施地域以外でのご利用の場合で、 境界線からの超過距離に応じた金額		17円×キロ数		１回	該当者から徴収
	整髪料　（髪染め等は別途）		1,680		１回	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等） ６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳以上 ６５歳未満	実費		１回	市町村の公費補助の規定による
	ハブラシ代 一般的なもの 特殊なもの（球状ブラシ等）		実費		1本	
	文書料（死亡診断書以外）		3,300		１通	
	文書料（生命保険診断書）		5,500		1通	
	文書料（死亡診断書）		11,000		１通	

2026.8.1

【別紙料金表9】　　【3割負担】

峡西老人保健センター　介護予防短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
介護給付費三割負担	介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）【在宅強化型】	要支援1	1,896	2,016	1日	該当する要介護度に応じて徴収
		要支援2	2,334	2,502		
	身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の1/100		1日	該当者から減算
	安全管理体制未実施減算		所定単位数の1/100		1月	該当者から減算
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1/100		1日	該当者から減算
	個別リハビリテーション実施加算		720		1日	該当者から徴収
	送迎加算　送迎を行う場合		552		片道	該当者から徴収
	夜勤体制加算　認知症専門棟のみ		72		1日	該当者から徴収
	若年性認知症利用者受入加算		360		1日	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		66		1日	該当者から徴収
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）		9		1日	該当者から徴収
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）		153		1日	該当者から徴収
	療養食加算　療養食を提供した場合		24		1食	該当者から徴収
	緊急時治療加算		1,533		1日	該当者から徴収
	総合医学管理加算（10日を限度）		825		1日	該当者から徴収
	口腔連携強化加算（1月に1回を限度）		150		1日	該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰイ）（2026.6.1～）		所定単位数の90/1000		1月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の3割

2026.6.1

【別紙料金表9】　　【3割負担】

峡西老人保健センター　介護予防短期入所療養介護　利用料金表

単位：1.014円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額 従来型個室	利用者にご負担頂く金額 多床室	単位	備考
その他の料金	食費　朝食 650円 昼食 750円 夕食 780円	第１段階	300		１日	提供食単位
		第２段階	600		１日	提供食単位
		第３段階①	1,030		１日	提供食単位
		第３段階②	1,360		１日	提供食単位
		第４段階	2,180		１日	提供食単位
	滞在費 電気料、水道料、燃料費	第１段階	550	0	１日	
		第２段階	550	430	１日	
		第３段階①	1,370	430	１日	
		第３段階②	1,470	430	１日	
		第４段階	1,780	450	１日	
	日用品費 石鹸、シャンプー、化粧品、タオル、おしぼり等		250		１日	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費		１回	
	持ち込み家電品にかかる電気代 テレビ・電気毛布・あんかなど大きいもの 携帯電話・ラジカセなど小さいもの		 50 20		 １日	
	洗濯代 業者委託　日常衣類１週間に２回 業者委託　毛布1枚 業者委託　タオルケット1枚		 470 250 150		 １回 １枚 １枚	
	衣類の貸し出し料		110		１枚	
	特別室料 トイレ、洗面台付き		1,070		１日	
	希望によるおやつ代 お茶菓子、飲み物等		110		１回	
	通常の実施地域以外でのご利用の場合で、 境界線からの超過距離に応じた金額		17円×キロ数		１回	該当者から徴収
	整髪料　（髪染め等は別途）		1,680		１回	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等） ６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳以上 ６５歳未満	実費		１回	市町村の公費補助の規定による
	ハブラシ代 一般的なもの 特殊なもの（球状ブラシ等）		実費		1本	
	文書料（死亡診断書以外）		3,300		１通	
	文書料（生命保険診断書）		5,500		1通	
	文書料（死亡診断書）		11,000		１通	

2026.8.1